

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成29年3月2日(木) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午前11時48分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩  
副委員長 浅川 力三  
委員 前島 茂松 河西 敏郎 渡辺 淳也 久保田松幸  
佐藤 茂樹 卯月 政人 土橋 亨

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

教育長 守屋 守 教育次長 宮澤 雅史  
教育監 渡井 渡 教育監 小川 巖  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小島 良一 学力向上対策監 井上 耕史  
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 望月 啓治  
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 手島 俊樹  
新しい学校づくり推進室長 鈴木 昌樹 社会教育課長 岩下 清彦  
スポーツ健康課長 赤岡 重人 国体推進室長 三井 勉  
学術文化財課長 小澤 祐樹

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部理事 三科 進吾  
福祉保健部次長 前嶋 健佐 福祉保健部次長 三井 孝夫  
福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 井出 仁  
福祉保健総務課長 中山 吉幸 監査指導室長 渡辺 久夫  
健康長寿推進課長 内藤 梅子 国保援護課長 古屋 正  
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 山本 盛次  
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 岩佐 景一郎

### 議題(付託案件)

- 第35号 山梨県安心子ども基金条例中改正の件
- 第36号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時02分から午前10時23分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午前10時45分から午前11時46分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等            教育委員会関係

第36号            平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び  
第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑            なし

討論            なし

採決            全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 福祉保健部関係

第35号 山梨県安心こども基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第36号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(障害児(者)施設整備費補助金について)

渡辺委員 福の18ページ、知的障害者援護費のうちマル臨の障害児施設整備費補助金について、何点かお伺いしたいと思います。

この補助金の対象としているのは、社会福祉法人の山梨県社会福祉事業団の運営するきぼうの家だということを伺いましたが、今回の補助額が5億円を超えるという非常に大きい金額になっております。補助の対象とするきぼうの家の施設の概要と、今回、補助をする目的について、まずお伺いいたします。

山本障害福祉課長 施設の概要でございますが、現在のきぼうの家は重度の心身障害者を対象とする施設でございまして、入所定員100名の県内有数の規模を有する障害者支援施設でございます。また、生活介護並びに就労支援、就労継続支援B型などの通所サービスも行っているところでございます。

今回の整備の目的についてでございますが、きぼうの家は昭和51年に設置され、老朽化が著しいとともに、現在の敷地、甲府市羽黒町内にございますけれども、敷地全体が土砂災害警戒区域に指定されておりますところから、利用者の安全を図るため、甲府市下鍛冶屋町地内への移転再整備を行うものでございます。

渡辺委員

きぼうの家の移転と新築に補助をするということですが、入所が必要なほどに重い障害を持っている方々もたくさんいる中で、何十年前につくったきぼうの家の今の生活環境と、今後、新しくする中で、現在、大分変わってきていると思います。そこで、社会情勢の変化によって、障害者の方々が安心して居住できる施設になっていただきたいと思います。新しく移転新築する施設の整備の内容についてお伺いいたします。

山本障害福祉課長 新しく整備する施設は、鉄骨づくり平屋建ての施設でございまして、全ての居室が個室になっております。これまでのきぼうの家は、平均すると1室当たり4名程度の多床室になっておりましたが、今般、整備します新しい施設については、全ての施設が個室になっていること、また食堂や浴室などといった生活環境の整備でありますとか、就業訓練のための指導訓練室などが整備される予定となっております。入所定員は80名としておまして、居室は、短期入所分も含めて85室確保する計画となっております。

入所定員をこれまでの100名から20名の減員としたことにつきましては、平成17年に施行された障害者自立支援法、あるいは現在、施行されております障害者総合支援法に基づき、施設入所による福祉サービスから、可能な限り地域に移行を図りまして、自立した生活を送っていただくという国の方針によるものでございまして、やまなし障害者プラン2015におきましても、地域移行を進め、施設入所者を順次減らしていくこととしていることから、国や県の施策に沿った整備内容となっていると考えております。

渡辺委員 今の御説明の中で、もともと100名が入所していたものを80名に減らすわけですが、その中で短期入所を少し拡充させていくというお話がありました。やはり、障害者の方々なるべく地域社会と共生して暮らしていけるような環境をつくっていくのが、今後、本当に大事になってくると考えております。今回、新しく移転新築する中で、通所型のサービスが拡充されるということは、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っているんですけれども、整備する施設の短期入所の枠が少し広がっていくという御説明の中で、今後、通所のサービスというものをどうやって拡充させていくお考えを持っているのか、最後に御所見をお伺いいたします。

山本障害福祉課長 新しい施設におきましては、入所者の生活介護のほか、通所サービスといたしまして就労移行支援、これは一般企業への就労を希望する人に対して能力向上のための訓練を行う機能でございますが、就労移行支援と就労継続支援B型、これは一般企業への就労が難しい方に対して、雇用契約を結ばない中ではありますけれども、生産活動の体験を通じまして、能力向上のための訓練を行っていただく施設でございますが、これらを合わせまして、20名から23名に増員する計画となっております。

また、在宅障害者の家族の方々の負担を軽減するため、短期入所、これは自宅で介護する人が病気など、あるいは冠婚葬祭などで、短期間、御家族の方の面倒が見られないといった場合に、短期間、夜間を含めた入浴や排せつ、食事等の介護等を行う機能でございますが、短期入所の定員も2名から5名にふやす計画となっております。

(胃がん予防推進事業について)

久保田委員 福の33ページ、がん対策強化事業費です。この事業費の確定に伴う補正が1,200万円の減額であるということですが、がん対策につきましては、議員提案で成立したがん対策推進条例により、さまざまな施策を推進していると思っておりますが、今回はその中でピロリ菌治療費助成ですか、助成の実績が少ないということでの減額だと思いますけれども、現状を、再度、詳しく説明してほしいと思っております。

岩佐健康増進課長 今回の胃がん予防推進事業費の減額につきましては、ピロリ菌の除菌治療に対する助成の対象者の件につきまして、減額の補正をさせていただくものでございます。利用の実績につきましては、昨年6月から受付を開始しまして、直近の2月28日現在で726件の申請がございました。ただ、当初、想定していた数にはまだまだ達しないというところもございまして、今後、周知等も含めて進めていきたいと考えております。

久保田委員 今、700何名と言いましたけれども、11月の新聞で、目標の1割程度ということを見ました。今までどのような対策を講じてきたのか、予算があっても予算どおり執行できないのでは、事業の意味がないじゃないかなと思います。それについてお願いします。

岩佐健康増進課長 当事業につきましては、本年度から開始をしまして、ピロリ菌の除菌治療をする際の自己負担分について助成をする事業になってございます。本年度から開始した事業ということで、県としまして、CMの作成、それからさまざまなメディア等への普及啓発、広報誌等への掲載等も含めて普及啓発をしてきたところでございます。

まだまだこの事業についての周知が不十分である、もしくは実際に除菌治療をする人の数がそれほどふえてきていないということもあるのかもしれませんが、十分に利用ができていないと考えております。今後は、医療機関等とも連携をする中で、こういった事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

久保田委員 確かに私も除菌の薬も飲みましたけれども、失敗しました。言わずもがなのことだと思いますけれども、いずれにしても、こんなことはお医者さんに言ってもらえば、大体100%やると思っていますね。そのようなことに努めて、ピロリ菌はがんが発生すると言われておりますので、お医者さんに推進させるようにしたほうがいいと思います。

(介護保険財政安定化基金貸付金について)

佐藤委員 それでは、福の9、健康長寿推進課の介護保険事業費、介護保険財政安定化事業費6,500万円のところでですけども、こちらに給付費増等により財政不足が見込まれる市町村への貸し付けとありますけれども、市町村は具体的にどの市町ででしょうか。

内藤健康長寿推進課長 1市になります。

佐藤委員 具体的にどちらになりますか。

内藤健康長寿推進課長 山梨市です。

佐藤委員 原因はどのようなことでしょうか。

内藤健康長寿推進課長 市町村では、介護保険事業計画が3年間ございますので、今は6期、平成27～29年度で、高齢者の方たちの介護サービスをどの程度必要とするかということを見込んでおります。その見込みが、サービスの提供が思っていたよりも少し多くなってしまったことにより、介護保険は、介護保険法に基づいて国県市町村で財源を半分負担と、介護保険料等で財源を賅うことになっておりますけれども、その会計上で、支出がふえてしまったことによって財源が不足してしまっただけで、そのことに対して、基金事業自体が、市町村の保険会計に補填するための制度となっておりますので、その利用があったということになります。

佐藤委員 この場合、具体的に山梨市の名前が出てしまったんですが、単年度、平成28年度だけで済みそうですか。

内藤健康長寿推進課長 3年間の中で毎年、それぞれの給付費と財源を見込みますので、平成29年度については、また市でその会計を見込んだ中で、需要があるかどうか判断が出てくると思います。

佐藤委員 あまりあってはならないとは思いますが、それだけ手厚くされていると思いますので、安定化に結びつけばいいかなと思います。貸付基準とかはありますか。

内藤健康長寿推進課長 これについては、例えば不足分の半分というルールがあるわけではありません。あくまでも介護保険特別会計の中での不足額ということで、市町村が算定をして申請をするという制度になっています。

佐藤委員 それぞれ工夫をされてやっていることだから、見込まれるかどうかというのが年度当初ではわからない、でも、ある程度、やってきてわかってきて、県にお伺いを立てるといった仕組みでよろしいですか。

内藤健康長寿推進課長 介護保険法に基づいた、全国的な制度の仕組みとしてそういうやり方になっております。

佐藤委員 いいことなのか、悪いことなのかという表現はいけませんけれども、あまりあってはならないほうがいいんでしょうか。これだけお聞きしときます。

内藤健康長寿推進課長 高齢者のサービスの利用見込みについては、市町村について精査は欠けているところではありますけれども、やはり施設入所の数が変わったり、例えば在宅サービスの利用料が変わったりとかすることは想定される制度になっております。もともとこういった制度の仕組みを保全できるような基金の積み立てを、国と県と市町村があわせて歳出している仕組みになっておりますので、そういった不足が生じたときの制度の仕組みですので、やむを得ない部分もあると思っております。

佐藤委員 以前にこのような地公体はございましたか。

内藤健康長寿推進課長 今、6期ですけれども、5期のときも3市町村での貸し付け等は実績としてございます。

(産前産後ケアセンター運営費補助金について)

河西委員 福の32ページ、産前産後ケアセンターの減額補正であります。私どももこの施設を見学させていただきましてけれども、産前産後のお母さん方、不安もあるかと思えますし、素晴らしい事業だと思って視察させていただいて、新しい施設で、施設内容も大変すばらしかったんですけども、今回減額ということですが、ここの定員というのはどれくらいでしょうか。

岩佐健康増進課長 宿泊型産後ケア事業の定員につきましては、1泊当たり6組となっております。

河西委員 当初の見込みがあったと思うんですけども、その見込みどおりにいかなかったということですが、今の利用数というのはどのくらいでしょうか。

岩佐健康増進課長 利用の実績でございますが、昨年2月15日から開始しまして、1月末の段階で170組の方の利用がございました。1月に関しましては、お正月等もありましたので少なかったんですけども、その前の月などを見ますと、大体、見込みの4割程度の利用があったところでございます。

河西委員 100%利用していただければ本当にありがたいんですけども、どういう原因でこんなに少なかったのか、利用料の問題があるのか、ちょっとわかりませんが、どういうことが考えられますか。

岩佐健康増進課長 こういったお母さん方へのアンケート調査をもとに利用見込みの数を出しているところでございます。先行するほかの自治体の事業等を見ましても、初年度に関しましては、大体3割程度の利用率にとどまっていたと聞いております。これは、やはりこういった事業について、実感としての利用者の負担感と、それに見合っただけのサービスが得られているのかということに、どこまで理解が得られているかが重要でございますので、少しそのために時間がかかってくるのではないかと考えております。

今後につきましては、実際に利用した方の声を直接お伝えできるような形での周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

河西委員 せっかくのお宝といいますか、素晴らしい事業だし、施設ということですから、ぜひ大勢のお母さん方に利用してもらうことが大事だと思います。今までのことを踏まえた中で、もう少しPRをしていくとか、今後に向けてさらなる利用をしていただく施策をしっかりとってまいりたいと思います。今後、どんな方向で進めていくか、もう少しお聞きしたい。

岩佐健康増進課長 当センターの周知につきましては、これまでもさまざまなメディアで取り上げていただいたり、また知事みずから来所し、県政トークということでさせていただいたり、また全戸へ配布しておりますふれあい誌でもかなりページを割いて特集をさせていただいたりしてまいりました。また、ソーシャルメディアを活用した周知というところでは、フェイスブックのページを事業者が開設しているところでございます。

今後、こういった周知の活動を継続していくとともに、実際に利用した人の声をどれくらいダイレクトに届けていけるのかというところで工夫をしてみたいと考えております。

河西委員 ぜひ多くの利用者、お母さん方に利用していただくように、最後に部長、何かありましたらお願いします。

市川福祉保健部長 ありがとうございます。今、委員から御指摘ございましたとおり、私どもとしても、御好評

いただいている施設ということもございますので、もっと利用していただきたいと思っているところでございます。私も全ての市町村を回りまして、先ほど久保田委員の御質疑にありましたピロリ菌の助成、これもあわせて、各担当のところ、私が出向いて利活用を促したということもございます。今後ともまた、なお一層、工夫を凝らしながら利活用していただけるように努めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 遠 藤 浩